# 府令・省令

**○内閣府財務省令第二号**

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第八条の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第八条に規定する内閣府令・財務省令で定める日を定める命令を次のように定める。

令和元年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第八条に規定する内閣府令・財務省令で定める日を定める命令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する同法第八条に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、令和元年十二月三十一日とする。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

# 省令

**○農林水産省環境省令第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十七日

農林水産大臣　吉川　貴盛
環境大臣　原田　義昭

特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別記様式（第10条関係）<br>（略）<br>備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 | 別記様式（第10条関係）<br>（略）<br>備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。 |

**附　則**

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

**○経済産業省環境省令第一号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十二条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成五年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別記様式（第６条関係）<br>（略）<br>備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 | 別記様式（第６条関係）<br>（略）<br>備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。 |

**附　則**

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

**○経済産業省環境省令第二号**

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令（平成七年総理府令通商産業省第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。